

償還免除申請について

立替金の償還免除は、立替金残額が確定する事件終了以降に申請することができます。

立替金の償還免除を希望する場合は、事件終了以降に、以下の <償還免除及び猶予申請書> を記載のうえ（切り取り不要）、必要書類とともに法テラス本部（免除係）へ提出してください。

【必要書類】

生活保護を受給している方 … ● **生活保護受給証明書**

（免除申請前3か月以内に発行されたもの）

※お手元にある「受給証」とは異なりますので、ご注意ください。

生活保護を受給していない方 … ● 免除に関する確認票

● 確認票に記載された資料

【提出先】

〒164-8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター 本部（免除係）

【注意点】

※ 1 事件の相手方等から金銭等を得た、または得る見込みがある場合、原則、その金銭等から報酬金や立替金の精算をします。事件の相手方等から得た（得る見込みがある）金銭等のうち、最低でも25%にあたる金額は、償還が必要です。（ただし、特別の事情が認められるときは、25%分の償還がなくとも例外的に免除が認められる場合があります。）

※ 2 ご提出いただいた書類に不備、不足等がある場合、追加で提出をお願いすることがあります。

※ 3 償還免除申請の結果は、書面にて通知いたします。

<償還免除及び猶予申請書>

地方事務所長 殿

貴地方事務所の援助を受けましたが、事件終了により確定した立替金残額を償還することが困難な事情がありますので、現時点の全ての立替金残額について償還の免除を申請します。併せて、免除申請に対する決定がされるまで、償還の猶予を申請します。

ご利用の法テラス：法テラス宮崎

申請日： 令和 年 月 日

援助番号：

被援助者名（自署）：

生年月日： 年 月 日

住所：

電話番号：

【生活保護受給中の方へ】

生活保護が停止・廃止となるなど、生活状況が変わる予定がある場合は、その事情を記入してください。

()